

教政第342号  
令和2年3月25日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和2年度における県立学校での教育活動の再開等について（通知）

各学校におかれましては、臨時休業等の措置に関し、迅速、適切な御対応をいただき、感謝申し上げます。

春季休業期間中に学校において留意すべき事項については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について（通知）（令和2年3月20日付け教政第337号）」により、お知らせしたところですが、引き続き、適切な対応に御配慮いただきますようお願いいたします。

さて、このたび、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をもとに、学校教育活動の再開に関する留意すべき事項を整理した「学校教育活動の再開に向けた留意点」を作成しました。

各学校は、この留意点に配慮し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を迎える4月8日の学校再開に向け準備を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に沿って、当該学校の臨時休業の必要性について、県教育委員会と相談の上、検討いただくこととなりますので、御承知ください。